

令和4年第12回教育委員会定例会 会議録

1 開催日時 令和4年12月14日（水）午後1時30分～午後3時15分

2 開催場所 第3委員会室

3 出席者

【教育長】 水田 博和

【委員】 竹田 卓弘

【委員】 大野 みどり

【委員】 浅井 敦臣

【委員】 向 文緒

【事務局】 教育部長

西野 正康

文化スポーツ部長

上田 敦

教育総務課長

兒島 康万

同 課長補佐

田之上 愛子

同 担当主査

加藤 恵子

学校教育課長

大城 達也

同 主幹

村上 洋

同 指導主事

加藤 喜英

同 課長補佐

梶原 和行

学校給食課長

加藤 純也

文化財課長

村松 一秀

野外教育センター主幹

生倉 勉

文化・生涯学習課長

田中 芳樹

スポーツ課長

金田 浩

図書館長

田中 裕子

食育推進給食会企画経営課長

長江 泰典

4 議 題

- (1) マスク着用の有無に関わる差別の防止について更なる啓発を求める請願書
- (2) 学校給食の黙食の完全撤廃を求める請願書
- (3) 園児・児童のマスク自由化を求める請願書
- (4) 登下校、体育の授業、屋外でのマスクを原則外す指導を求める請願書

- (5) 登下校時、体育の授業、屋外においてマスクを外す案内文書・掲示物の請願書
- (6) 『マスクができない子もいるよ』のリーフレット作成の請願書
- (7) 春日井市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について
- (8) 春日井市教育委員会個人情報保護条例施行規則及び春日井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
- (9) 春日井市立中学校標準服（ブレザータイプ）製造申請の認定について
- (10) 教職員等の処分について

5 議事概要

教育長	本日の傍聴者は4名です。
教育長	春日井市教育委員会会議規則第6条第2項の規定により、会議録署名人は、竹田委員を指定。
教育長 (報告事項)	第11回の教育委員会定例会以降の近況について報告します。 12月6日に「創意と活力のある学校づくり」支援事業の応募校によるプレゼンテーションを実施しました。委員の皆様にご出席いただきありがとうございます。今年は26校の応募があり、選定委員会で予算の配分について決定します。 新型コロナウイルス感染症についてです。愛知県は、新型コロナウイルスの流行「第8波」で新規感染者数や病床使用率が高水準で推移している現状を踏まえ、7日に県独自の「医療ひっ迫防止緊急アピール」を発出しました。アピールに基づく感染防止対策の実施期間は8日から来年1月15日までです。アピールは、年末年始にかけて季節性インフルエンザとの同時流行の危険性も踏まえ、県独自に出すことを決めました。県民に対し、混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出など、感染拡大につながる行動を控えるよう要請。大人数や長時間での飲食を回避することや、医療体制の維持・確保に向け、軽症者などには休日・夜間の救急受診を控え、平日の日中にかかりつけ医などを受診するよう引き続き呼びかけるものです。 小中学校では、先週から今週にかけて2学期懇談会を実施しています。22日(木)は給食終了、23日(金)には終業式を迎えます。年明けは1月6日(金)が3学期始業式です。

年明け1月18日(水)から24日(火)に、第50回けやきの子作品展が、文化フォーラム1階交流アトリウムで開催されます。特別支援学級や特別支援学校の児童生徒の作品が展示されます。

今年度の卒業式は、昨年度と同様に感染症対策を行い実施します。学校規模により、保護者の人数や、在校生の参加等を各校で判断します。

漢字1文字で今年の世相を表す「今年の漢字」に、「戦」が選ばれました。ロシアによるウクライナ侵攻やサッカーのワールドカップの熱戦などが理由に挙げられました。2番目は「安」で、記録的な円安のほか、事件や事故などで安心安全が脅かされ、人々が不安を感じた1年だったとする理由が多かったということです。

今年もあと半月あまり、来年こそは平穏な年となることを祈るばかりです。

教育長

「議題(10) 教職員等の処分について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きを適用して非公開とすること及び審議の順序を入れ替えることを提案。

教育長

議題(10)について、採決の結果、全員一致で「非公開」、及び、審議の順序を参考資料説明後にすることを決定。

教育長

1 議題

(1) マスク着用の有無に関わる差別の防止について更なる啓発を求める請願書

教育総務課長

請願趣旨説明

浅井委員

前回同様採択しても良いと考えている。マスク着用にはメリットデメリットがある。マスクが「悪」や「善」といったものではなく、飯塚市のように着用の有無による差別を禁止する内容であれば賛成である。

竹田委員

前回の請願でも申し上げたが、マスクを着けること、着けないことで差別があってはならない。

	しかし、それ以外にも差別をしてはならないということは多く、そのすべてに対し、リーフレット、チラシを作成するのは無理がある。マスク以外で差別を受け苦しんでいる人を救わなければならないため、他の差別項目の対策と足並みを揃えた方が良いと考えている。 マスクだけを取り上げてリーフレット、チラシを作成するのは行き過ぎのため不採択と考える。
向委員	前回と同様になるが、マスクだけを取り上げるのはどうかと考える。 しかし大元の差別をしてはいけないという啓発はやっていかなければならないと考えている。 また、請願書に記載のある『『周囲に誰も居ない屋外で母親がマスクを外して居ると、子どもから、「おかあさんが、誰かに怒鳴られたりしたら怖いから、マスクをして欲しい」と泣かれた』』という事例を減らすためにも現在厚労省が作成している、屋外でのマスク着用は原則不要といったチラシがある。それを掲示して子ども、家族、町内会にも啓発していくのが必要と考える。
教育長	請願書には公共施設への掲示、保育園機関への配布・掲示等とあるが、教育委員会は小中学校に関連する事務を司るため、小中学校での対応のみ審議することとする。
教育長	採決の結果、挙手少数で「不採択」に決定。
教育長	(2) 学校給食の黙食の完全撤廃を求める請願書
教育総務課長	請願趣旨説明
請願者	先月、愛知県の母親団体の働きかけのおかげで、ようやくこぎつけた黙食緩和。ニュースでも各社で取り上げられ、今や全国に広がり続々と緩和が決定している。先週金曜日の小牧市議会で、教育長が、黙食が緩和され子どもが喜んでいると発言されていた。 完全撤廃の請願書にあたり、話すことが出来るようになったのだから良いのではないかと思われるかもしれないが、今実際に現場で起こ

っていることを説明する。そして請願を通してもらうことだけを目的とせず、一緒にこの感染症、子どもたちのことを真剣に考えていただく機会になればと思っている。

まず第1に、クラスの先生の考え方によって、黙食がいまだ続けられている小学校があること。さらに、ある小学校の1年生のクラスでは、例えばおかわりやお皿が落ちたなど、必要な言葉しか話してはいけない等、未だ厳しい制限をかけられている。「小さな声で話しても先生に黙食って言われてしまうから、怖くて話せない、楽しくない、つまらない、全然緩和されていない」と私の子どもは意気消沈している。私の子どもに限らず、そういった声が余りに多い。クラスに差があることで、子どもは不信感を感じながらも、子どもにとって絶対的存在である先生の言うことを聞くしかない状況になっている。

先生も一人の人間であり、それぞれ感染症に対しての考えがあるのは承知であるが、先生の主観で独自のルールが横行している実情がある。それにより子どもの人権が奪われ続けている。

大人は向かい合って楽しそうに話しながら、時には大声、時にはお酒を飲みながら食事しているのに、なぜ子ども達だけがこんなに制限をかけられるのか。大人への不信感は積もっている。

教育委員会委員の方、一言で良い。なぜ子どもだけが、大人と同じように食事をするのが許されないのかお考えを聞かせてほしい。

また、感染者が増えてくると感染対策を強化するという流れによく
なるが、見ないといけないのは、致死率、重症化率である。1週間前のニュースでも放送されていたが、静岡県でコロナとインフルエンザの重症化率を比較したところ、11月に感染した者のうち、コロナで重症化した人は1万人に対して8人、インフルエンザは1万に対して79人であり、コロナよりもインフルエンザの方が重症化率は8倍から10倍に高くなっている。致死率に関して、コロナは0.08%、インフルエンザは0.09%であり、同水準ということで静岡県はインフルエンザよりもコロナの方が、ある意味軽いデータを出し、静岡県ではこういった実状だという数字を示した。それを国の検討のためのデータとして活用して欲しいという、国に打診するようなニュースがあった。静岡県に限らず、全国でこのようなデータが出ており、多くの専門家もただの「風邪」との認識を示している。テレビでもそういった見解を示す医者も出てきている。

感染対策という大義名分があれば、何をやっても良い訳ではない。

各先生に対策を丸投げするのではなく、教育委員会から指針を出し、教育委員会としての考えを通達していただければ、冒頭で申し上げたような、事案も減るのではないかな。

繰り返しになるが、過度な感染対策によって、子どもの人権が剥奪され続けている。国の指示だけ待つという姿勢では、教育委員会は機能していないことになる。このような実情があることを踏まえ対策を願う。そして今の感染症を冷静に分析して、子どもの食事制限をかける必要があるのか、今一度考えていただきたい。

12月9日金曜日の小牧市議会第4回定例会で、マスクや黙食について、谷田貝議員の質問に対し、中川教育長が答弁されている動画がユーチューブに上がっている。子どもたちのことをとても考えている。ぜひ今日皆様で見ていただきたい。

向委員

今の請願を受け、黙食緩和がきちんと徹底されていないことが問題であると考えます。請願書には完全撤廃とあるが、今緩和されたものを徹底周知してほしいということに聞こえた。それについてはやらなければならない。教育委員会として各校の先生に緩和の基準を示すのは必要だと考える。

請願は完全撤廃の趣旨のためいかなものか。

陳述でなぜ子どもがという問い合わせがあつたが、病院に勤務している立場として、マスクについては確かに子どもの発達への悪影響等心配されることがある。自身が感染しないという防御の意味では、エアロゾル感染があるため、完全ではなく意味をなさないという主張も確かにそのとおり。

しかし、医療現場で大切なのは我々が無症状のままウイルスをもって患者にうつしてしまうことを防止すること。マスクは飛沫やエアロゾルを減少させる、部屋の中に出るものを減少させる効果があるため、ひいては感染拡大や他の人に移すことを防げるということをやっている。

私は毎週精神科の急性期の病棟に勤務している。興奮状態の患者のためマスクが出来ない。しかし我々はマスクをして、外からウイルスを持ち込みうつさないことを徹底しなければならない。家族も徹底している。

様々な研究があるが、WHOは無症状の感染者は子どもの方が多いと発表している。子どもの鼻や喉に持っているウイルス量は大人と変

わらないと出ている。症状の重さとウイルスの量に相関関係はなく、症状が軽いからと言ってウイルス量が少ないという訳ではない。

症状が出る前の方がウイルス量が多い。そのため無症状の子どもが潜在的な感染源になることが指摘されている。

実際勤務している病院や私の学生が臨床実習している病院でも職員の感染、濃厚接触による出勤停止になってしまい人手不足になる。ほとんどが小中学生の子どもからの感染経路である。やはり現在、愛知県は医療ひっ迫防止緊急アピールが出ており、そういった観点から現状では完全撤廃は難しいと考える。

早く終息して子ども達が楽しく会食出来るようにしたいと思っているが、今の2類の状態のままであると、我々は少しでも濃厚接触になれば働きに行けない、職員が減り医療崩壊が陥る状況が見えている中での現状で完全撤廃は難しいと考える。

アピールでは大人のマスク会食が言われている。我々医療系の学校では学生にマスク会食を徹底している。家で料理を作るときもマスクをしている。体が弱い人に移してしまうことが恐ろしく、自分が感染することはそれほど恐ろしいことではない。自分が患者にうつすことが恐ろしい。そういった意見もあるということは伝えておきたい。

教育長

採決の結果、挙手なしで「不採択」に決定。

教育長

(3) 園児・児童のマスク自由化を求める請願書

教育総務課長

請願趣旨説明

請願者

私の子どもは春日井市立の学校に通う小学生である。
長期間に渡るマスクにより健康被害が出たため、昨年冬クラスの保護者の皆様に配布した文書がある。参考になると思い読むこととする。
「初めまして。〇年〇組の（子どもの名前）の親です。今日クラスの保護者の皆様にこうしてお手紙を出すのは、コロナ社会におけるマスクのメリット、デメリットについて一度考えていただきたかったからです。ご存知の方もお見えだと思いますが、子どもは偏視斜視があり視覚認知で弱い面があります。入学当時から本人の努力、サポート、学校の連携により、現在では学校生活の面で勉強、生活面の両方問題

なく過ごせていると思っています。そんな中、令和2年2月からコロナ社会が始まり、学校生活の中で様々な規制が出ています。それにより子ども達の健康面で怪我、骨折が増えました。それについては運動不足、日光不足、長時間のマスクによる免疫力低下、様々な原因があると思います。子どもにおいては小学校〇年冬から低音性難聴になり、次年度の春頃薬を服用し完治しました。冬になると再発し現在も低音性難聴の治療中です。コロナウイルスの感染対策として北側の廊下の窓を開けるため、4時間目授業終了後、給食配膳ワゴンが教室に入ると寒い空気が気管支を刺激し、喘息のように一時的に咳が止まらない症状も出ており、気管支を広げるシールを貼り、咳が軽減するように対処しています。コロナ社会において、様々な感染症対策が必要だと思いますが、夏の暑い日に体育の時間でマスクを着用することが本当に子ども達のためになるのか疑問です。」

体育の時間のマスク着用については、今年の春から厚労省の姿勢が変わり、現在は体育の時間においてクラスの半数程度はマスクを外し、半数がマスクを外すことが怖いと言う中で、学校長と話をしたが、そうした子ども達は着けたままにしているが、無理に外すというのも子どもの中でマスクをしないと不安だという子どもも実際増えているとあり、子ども達の両方の意思を尊重しながらお互いに上手くやっていけたら良いのではないかと考える。

文書を続ける。

「担任、学校長と話し合いをして、マスク非着用の許可をいただきました。クラスも誰もが外していない、マスクをするのが社会通念ルールに近い考えが子どもにはあり、まず第一歩としてマスクを外すよう保護者の皆様にご理解をいただき、賛同いただける方が2、3人でも良いので、体育のマスクを外し、出来たら授業中のマスクについても考えていただければと思います。それぞれの考えがあると思いますがその中で少しでも子ども達が楽しく健康に、学校に登校出来るよう保護者の方、先生と協力し良い終着点を見つけることが出来れば」という文書を配った。

保護者の方から様々な意見をいただき私の子どもがそこまでひどいとは知らなかった。自分は外さないけど私の子どもが外すことは良

いという意見。また、医療関係者の保護者の方は、私の子どもがコロナワクチンを接種した上でマスクを外すなら良いのではないかとという意見や、不登校の子どももいるのだから体育の時間は見学すれば良いのではないかと、様々な意見をいただいた。どの意見もすべて正しいと思う、すべて正解だと思う。マスクをする子ども、マスクを外す子ども両方の意見を尊重し合いながら、お互い共存していきたいと思う。

春日井市の子ども達が縦にも横にも健やかに成長出来るよう園児・児童のマスク自由化を求める請願の採択をお願いしたい。

向委員

請願者の発言する通りマスクを着けることが難しい子ども、着けないと恐ろしいと思う子ども、着けなければならない子どもそれぞれが尊重され選択出来ることが大切だと思う。手紙を伺い、そのように活動されたことは素晴らしいと思う。個別に現場で起こったことを取り上げてみんなで話しあう、子ども達に考えさせる。それが一番いい教育になると考える。そういったことを頑張っていただくことは基本だと考える。

教育委員会として方針というのを出し決定することが大切だと思う。請願の表題を見ると園児・児童のマスク自由化であり、屋外も屋内も自由化になると今の厚生労働省の方針、県の状況からするとそぐわないと考える。今でも厚労省は2歳未満のマスク着用は推奨していない。2歳以上就学前の子どもについても一律には求めている。保護者と状況を話し合いながら、保育士、学校の先生に決定してもらえばいいと思う。児童については屋外、体育の授業のときはマスクを外すのが原則になっている。「外していいよ」ではなく「体育の授業では外しましょう、でも心配であればでもいいよ」と話してもらえば良いのではないかと考える。

請願を、全体を通して賛成か反対か問われると難しいが意図は分かる。方針を徹底して指導していただくことをしなければいけないと考える。厚労省が出している指針をすべての教員、保護者に理解していただければ成立していくのではないかと考える。

竹田委員

マスク自由化について、学校以外、自宅を除く我々が過ごす一般社会では、特に屋内は「マスク着用をお願いします」と掲示する建物が多く、少なくとも屋内においてはマスクをしなければいけない

	のではという雰囲気の中で生活しているのが現状である。そういった現状において、学校の中では完全自由化は今の状況と比較するとアンバランスである。 子ども達のマスクの完全自由化をするのであれば、我々大人が生活している空間でも、マスクを完全自由化にする社会基盤の構築が必要である。 そもそも学校の中でマスクを着けることが是か非かというのは科学的根拠が様々あるが、社会情勢から変えていくことが必要と考える。現時点では本請願は時期尚早と考える。
大野委員	現状は苦しかったらマスクを外して良い、配慮が必要な方は外しても良いとなっており、登下校、体育の授業中は外しても構わないと請願者の方が発言した通りである。 請願書の中で最も気になったのは、「教員がマスクを外して指導するように通知すること」を請願事項で挙げている。現状先生方はマスクを着けて教壇に立っているが、外すとなると先生方は大きな声で指導しているため、それで飛沫が飛ぶリスクがあることが心配である。教室の中で先生が指導する際に現実的か考えたときにリスクの方が高いのではないかと考える。第8波がこれからのことを考えると、今先生が外すのはリスクが高いため、現状では難しいと考える。
教育長	採決の結果、全員一致で「不採択」に決定。
教育長	(4) 登下校、体育の授業、屋外でのマスクを原則外す指導を求める請願書
教育総務課長	請願趣旨説明
請願者	前提として、マスクは体への害、デメリットが大きすぎると考えている。請願書内の死亡事故が起きたのは2月である。熱中症の時期ではない。酸素の不足、二酸化炭素過多からの脳への影響、酸素の結合により、壊れた脳細胞が二度と元には戻らないという研究もある。長時間着用しているマスクはどれだけ汚いだろうか。マスク

に蓄積され増殖されたウイルスや細菌を繰り返し深く吸い込むことのリスクや低減効果による肺炎が懸念される。また、マスクを触り手指にウイルスが付着するため、かえって感染のリスクが増える。成長期である大切な時期に本当にマスクは必要だろうか。ほとんどの国民が3年もの間マスクやワクチン、行動制限などに取り組んだにも関わらず陽性者は増減した。子どもの成長期の大切な時期に心身を犠牲にしてまで、子どもに苦しい思いをさせてまで強制しているマスクは本当に意味のあるものなのか。本来、マスクの着用は、本人の意に反して強制するものではないが、大人から、友達からの「マスクをしましょう」は、子どもにとっては強制になる。直接怒られることがなかったとしても、「私だけ違う扱いを受けるのでは、仲間に入れてもらえないのでは」と不利益が想像出来てしまう。子どもは苦しくて外したくても我慢している。苦しさに慣れてしまっている。子どもにとって3年という期間は非常に長い。

コロナ騒動が始まった時、小学6年生だった子は、もう中学校卒業間近である。顔を知らない友だちもいると聞いた。先日、私の子どもの小学校で懇談会があり、担任の先生に対し「体育の時は外していいことになっているそうですが、苦しくても外せないんです」と相談したところ、次の日の体育で「外してもいいですよ」と再度アナウンスしてくださった。それでも外したのは数名であり、ほとんどの子は外さなかったそうだ。私の子どもは外したが、他の子の表情が分からなく、「もしかしたら他の子が怒った顔をしていたのではないかと、とても不安になったそうだ。

教育委員会から5月27日に学校生活におけるマスク着用についてのお知らせでマスクが不要といただいたが、「外していいよ」と言われてもこういった現状である。「外していいよ」ではなく、「外しましょう」としていただきたい。同じ春日井市内でも地域差はあると思うが、登下校時もマスクを外している子を見かけない。一方、小牧市では、登下校マスクフリーを実施している学校があると市議会では話されていた。周りの市も変わってきている。運動時のマスク着用は特にデメリットが大きく命にも関わる。春日井市内の学校や園の先生もマスクのデメリットをご存知の方とそうでない方と、差はとて大きいと感じている。せめて登下校、体育の授業等100%換気状態の屋外では、マスクを外すことを原則とし、推奨していただくよう、マスク着用の危険性とともにより繰り返し通知していただきたい

	い。マスクを外すことを強制するものではなく、外すことを推奨していただきたい。外したい子が外せるように選択出来るようにしていただきたい。
竹田委員	屋外でマスクを外すことについて、人混みではなく身体的距離が確保出来る場合は外してよい。これは従前のコロナ禍が始まったところから言われ続けている。なぜか大人は屋外でもマスクを着けている。 私事だが、屋外で人と距離があればマスクを外している。緊急事態宣言からそうしている。屋内は着けているが、自身でマスクを着ける必要がないと判断した場合は外している。 着脱の場面を考えさせる前提で考えないといけないが、請願ではマスクを外すことを原則としており、マスクを着けたい人が、今の着けたくない人と状況が同じになってしまうことを心配している。マスクを原則外す指導をするというのは表現として問題がある。屋外ではマスクを着けるか着けないかは自由だということの指導を強化するというのであれば良いのではないかと考える。文字通り請願内容について採択するとなると「外しなさい」ということになるため、不採択と考える。
向委員	厚労省から屋外でのマスク着用については、原則不要というチラシが出ている。運動時は外すことの方が良いというのも出ている。屋外でも2mのソーシャルディスタンスが保てず、密接に会話するのであればマスクを着用した方が良いと出ている。原則外すという指導とは、原則であるため感染が心配で免疫が下がっている子ども、マスクを着けなければならない子どもについては外さなくても良いという前提があった上でだと思われるが、そういった例外を認めるのであれば、原則外すという指導は良いのではないかと考える。
教育長	採決の結果、挙手少数で「不採択」に決定。
教育長	(5) 登下校時、体育の授業、屋外においてマスクを外す案内文書・掲示物の請願書
教育総務課長	請願趣旨説明

請願者	請願書に記載の通り、富山市ではマスクのリスクとともに、外すべき場では外せるようリーフレットの作成、アナウンスがある。その他に先行する事例として、全国各地の教育委員会において児童生徒や保護者、地域住民に対して、マスクをしない子、出来ない子がいること、差別や偏見に理解を求める動きが広がってきている。市町村では東京都多摩市、大阪府和泉市、埼玉県所沢市、北海道恵庭市、岐阜県瑞穂市、広島県福山市、神奈川県葉山町、北海道石狩市、神奈川県相模原市、広島県岩国市等。 私の子どもが通う小学校では「マスクをしましょう」の掲示物ばかりである。これでは必要な場でもマスクを外す気にはなれない。「怒られたくない、仲間外れにされたくない」長くマスクの着用を言われてきた子ども達は、苦しくても我慢することに慣れすぎている。これは命にも関わる大変危険なことである。 春日井市教育委員会からも、「登下校、体育、屋外では、マスクを外しましょう」と、文書の配布や校内ポスターの掲示をしていただけないか。悲しい事故を防ぐためにも、日頃から児童生徒や教職員の方々の目に触れるポスター掲示がとても大切だと考える。
浅井委員	呼びかけとしては必要性があると考え。マスクの一定の効果も含めて外さないという選択肢もあると考え。掲示物までは行き過ぎであり、積極的な声かけに留めれば良いのではないかと考える。文書、掲示物までは承諾しかねる。
竹田委員	学校の中で「マスクをしましょう」の掲示物の有無がまちまちという現状があり、ひょっとしたらそれを見ると「外でもマスクを着けないといけない」と、子どもが思い込むものがあるかもしれない。そういった意味で「屋外ではマスクを着ける、着けないは自由です」と誤解されずに理解してもらえるような内容にするフォローをして屋内と屋外では違うことを分かりやすいようにすることはあっても良いのではないかと考える。しかし、屋外においてマスクを外す案内文書の掲示物の請願については採択出来ない。
教育長	採決の結果、全員一致で「不採択」に決定。

教育長	(6) 『マスクができない子もいるよ』のリーフレット作成の請願書
教育総務課長	請願趣旨説明
請願者	請願書で各学校、幼稚園、保育園、公共施設への配布をお願いしたが、教育委員会は学校だけしか採択出来ないということで幼稚園、保育園、公共施設の部分はカット願いたい。 今、学校では大人たちが思っている以上にマスク警察になっている子どもが多く、それにより身体的理由があって着けられない子どもは、我慢し、辛い学校生活を送っている。また、「場面に応じて外しましょう」と、国から通達されていても、ほとんどの子どもが怒られるかもしれないと思い外せない状況になっている。 しかし、マスクを着けていない子を注意する子どもが悪いわけではない。子ども達は3年も親や学校等ありとあらゆるところから「マスクを着けなさい」と念仏のように唱えられ、マスクを着けていない子を見れば、「何で」と思うだろうし、自分は「着けなさい」と怒られてきたのだから、人に注意したくなるのも当然である。「マスクを着けましょう」という掲示物もずっと目にしており、詳しいことも理解出来ず、着けなければいけないのだと刷り込まれている。 しかし、それは子どもの無知が故に、正義を振りかざし自分と違うことをしている人を見つけては傷つけてしまっている。同調圧力が起こっているというのはとても悲しい。大人ですら、マスクを着けられない人がいることを知らないため、こういったリーフレットを基に親子で話し合えば、偏見や差別が減り、お互いを尊重出来る子ども達が増えるのではないかと考える。また、周りの目を気にして、子どもが苦しい時に外せない環境になっていることも危惧している。 最初は未知のウイルスで子ども達を守るため、人々を守るため行ってくださった感染症対策だが、様々なことが判明した今、子どもにとって最善の選択が出来るよう差別が生まれない環境を作っていただきたい。これは社会全体の理解が必要である。すべての子どもが安心して暮らすことが出来る春日井市を創るためにもリーフレットの作成、学校への配布を願う。
向委員	マスクを着けることが出来ない人がいるということの啓発は重要だと考える。請願書にある文面としては良いのではないかと考えてい

	る。掲示された他市の資料については、純粋に啓発するとともに、情報を提供してそれをどう管理するか問題がある。或いは、マスクのデメリットを強調するもの、黙食等に触れるものがあるが、添付資料については参考資料なので、この請願の趣旨に沿って春日井市独自の考えで作ることは良いのではないかと考える。
教育長	採決の結果、挙手多数で「採択するもの」と決定。
教育長 (採決後意見)	向委員の発言のように、内容については教育委員会で内容を精査して各学校に通知する準備をする。
教育長	(7) 春日井市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について
教育総務課長	資料に基づき「春日井市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則」について説明。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
教育長	(8) 春日井市教育委員会個人情報保護条例施行規則及び春日井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
教育総務課長	資料に基づき「春日井市教育委員会個人情報保護条例施行規則及び春日井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」について説明。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
教育長	(9) 春日井市立中学校標準服（ブレザータイプ）製造申請の認定について
学校教育課長	資料に基づき「春日井市立中学校標準服（ブレザータイプ）製造申

	請」の認定について説明。 ※補足 1（認定申請は青山商事株式会社、有限会社エモトの 2 者）
教育長、教育委員	（サンプルを確認）
教育長	採決の結果、全員一致で「認定するもの」と決定。 ○参考資料について
大野委員	8 ページ「令和 4 年度いじめ・不登校相談件数」について、小学生の不登校数が増加しており、中学校が減少している。先日、中央公民館に所用で出向いた際、あすなろ教室を見学したが、半分程度が小学生であり、数の多さに驚いた。コロナの影響等もあって不登校で悩んでいる子どもが多いと考えるが、今後学校教育課としてどのような対応をするのか。
学校教育課長	不登校の子ども数は、全国の傾向を見ると総計で増えている。小学校、中学校どちらも増えている。本市に関しては、中学校は横ばい、減少傾向を示す傾向もある。一方、小学校は増加をしているという状況である。小学校に関して、今まで教育支援センターの利用者は中学生が大半であり、小学生は高学年だった。ある意味、中学校の不登校生徒が目立っていた部分があったと考えるが、現在では、中学校に登校支援室を設置したことにより、今まで教育支援センターに通っていた子は、ほぼ登校支援室に通っているのではないかと想定している。結果的に、教育支援センターの力が小学校の方にも向き始めて、小学校の増加と相まって現状になっていると考えている。 小学生の増加を止める手段として、次の新たな一手を示さないといけないと考えており、現在は中学校と同じように小学校の中にも、子どもの居場所を作れないか検討している。しかし、中学校と比較して難しいことは、中学校の場合は教科担任制のため、必ず空き時間が先生にはあり、無理をしてではあるが空いている先生が対応出来る。しかし、小学校の場合はすべて担任の先生のため、基本的には空いている先生がいないがそういった場所が必要なのではないかとは考えて

いる。一方で、小学生が増加したとはいえ37校で見ると、0の学校もあれば、多くても10人前後、平均すると5人前後である。そのため、登校支援室と同じような場を大々的に作ったとしても、利用者がほとんどいないのではないかという懸念を持っている。また、費用対効果ということも考えないといけない。現在、具体的に考えているのは、既に居場所的な機能を多少持っている心の教室相談員、この方たちは現在、週3日から4日、1日あたり4時間前後学校にいらっしゃる。この方々を常勤化し、その居場所的な機能も持たせたいと考えており、現在、東野小学校、柏原小学校、丸田小学校の3校で、常勤化の試行をしている。来年度はそれを拡充出来ないかと考えている。

2 議題

教育長

- (10) 教職員等の処分について
採決のとおり非公開とする。

上記のとおり、議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、教育長及び指定された会議録署名人が署名する。

令和 5年 1月 27日

教育長 水田 博和

署名人 竹田 卓弘